第6章 開発許可申請等手続き

- 1 開発許可申請の手続き(法第30条、規則第15条、規則第16条、規則第17条)
- (1) 開発許可申請の手続き

(許可申請の手続)

- 法第三十条 前条第一項又は第二項の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、国 土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しな ければならない。
 - 一 開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区)の位置、区域及び規模
 - 二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物(以下「予定建築物等」という。)の用途
 - 三 開発行為に関する設計(以下この節において「設計」という。)
 - 四 工事施行者 (開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。)
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、第三十二条第一項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第二項に 規定する協議の経過を示す書面その他国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

(開発許可の申請書の記載事項)

- 規則第十五条 法第三十条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。)にあつては、第四号に掲げるものを除く。)とする。
 - 一 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
 - 二 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為、その他の開発行為の別
 - 三 市街化調整区域内において行う開発行為にあつては、当該開発行為が該当する法第三十四条 の号及びその理由
 - 四 資金計画

(開発許可の申請)

- 規則第十六条 法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けようとする者は、別記様式第二又は別記様式第二の二の開発行為許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 法第三十条第一項第三号の設計は、設計説明書及び設計図 (主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、設計図) により定めなければならない。
- 3 前項の設計説明書は、設計の方針、開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び 工区。以下次項及び次条において同じ。)内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画

(公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む。)を記載したものでなければならない。

4 第二項の設計図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、給水 施設計画平面図は除く。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況図	地形、開発区域の境界、開発区域内及び開発	二千五	一 等高線は、ニメートルの標
	区域の周辺の公共施設並びに令第二十八条の	百分の	高差を示すものであること。
	二第一号に規定する樹木又は樹木の集団及び	一以上	二 樹木若しくは樹木の集団又
	同条第二号に規定する切土又は盛土を行う部		は表土の状況にあつては、規模
	分の表土の状況		が一へクタール(令第二十三条
			の三ただし書の規定に基づき別
			に規模が定められたときは、そ
			の規模)以上の開発行為につい
			て記載すること。
土地利用計	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、	千分の	
画図	予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定	一以上	
	建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又		
	は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び		
	形状		
造成計画平	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の	千分の	切土又は盛土をする土地の部分
面図	部分、がけ(地表面が水平面に対し三十度を	一以上	で表土の復元等の措置を講ずる
	超える角度を成す土地で硬岩盤(風化の著し		ものがあるときは、その部分を
	いものを除く。)以外のものをいう。以下こ		図示すること。
	の項、第二十三条、第二十七条第二項及び第		
	三十四条第二項において同じ。) 又は擁壁の		
	位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配		
造成計画断	切土又は盛土をする前後の地盤面	千分の	高低差の著しい箇所について作
面図		一以上	成すること。
排水施設計	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種	五百分	
画平面図	類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流	の一以	
	れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	上	
給水施設計	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水	五百分	排水施設計画平面図にまとめて
画平面図	方法並びに消火栓の位置	の一以	図示してもよい。
		上	
がけの断面	がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が二	五十分	一 切土をした土地の部分に生
図	以上であるときは、それぞれの土質及びその	の一以	
	地層の厚さ)、切土又は盛土をする前の地盤	上	がけ、盛土をした土地の部分に

ı				
		面並びにがけ面の保護の方法		生ずる高さが一メートルを超
				えるがけ又は切土と盛土とを
				同時にした土地の部分に生ず
				る高さがニメートルを超える
				がけについて作成すること。
				二 擁壁で覆われるがけ面に
				ついては、土質に関する事項
				は、示すことを要しない。
	擁壁の断面	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸	五十分	
	図	法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置	の一以	
		及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎	上	
		地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸		
		法		

- 5 前条第四号の資金計画は、別記様式第三の資金計画書により定めたものでなければならない。
- 6 第二項の設計図には、これを作成した者がその氏名を記載しなければならない。

(開発許可の申請書の添付図書)

規則第十七条 法第三十条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域位置図
- 二 開発区域区域図
- 三 法第三十三条第一項第十四号の相当数の同意を得たことを証する書類
- 四 設計図を作成した者が第十九条に規定する資格を有する者であることを証する書類
- 五 法第三十四条第十三号の届出をした者が開発許可を受けようとする場合にあつては、その者が、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類
- 六 開発行為に関する工事が津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下同じ。)内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為(同条第四項各号に掲げる行為を除く。第三十一条第二項において同じ。)に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同法第七十三条第四項第一号に規定する開発区域(津波災害特別警戒区域内のものに限る。第四項及び第三十一条第二項において同じ。)に地盤面の高さが基準水位(同法第五十三条第二項に規定する基準水位をいう。第四項及び第三十一条第二項において同じ。)以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図
- 2 前項第一号に掲げる開発区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、開発区域の位置を表示した 地形図でなければならない。
- 3 第一項第二号に掲げる開発区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、開発区域の区域並び にその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内

の町又は字の境界、都市計画区域界、準都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

4 第一項第六号に掲げる地形図は、縮尺千分の一以上とし、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第四項第一号に規定する開発区域の区域及び当該区域のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

(申請書の提出)

- 県規制規則第二条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、法第四条第十三項に規定する開発区域(以下「開発区域」という。)及び建築物の建築又は用途の変更に係る土地の区域(以下「施行区域」という。)を管轄する土木事務所長を経由しなければならない。
- 2 前項に規定する書類の提出部数は、この規則に別に定めるもののほか、正本一通及び副本二通とする。ただし、法第三章第一節に規定する開発行為等の規制に関する法、政令及び省令に基づく事務のうち群馬県事務委任規則(昭和四十三年群馬県規則第七十二号)の規定により土木事務所長に委任されたものに係るものは、正本一通及び副本一通とする。

(設計説明書の様式)

- 県規制規則第三条 省令第十六条第二項の設計説明書は、別記様式第一号によらなければならない。 (資金計画書の添付書類)
- 県規制規則第四条 省令第十六条第五項の資金計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、開発区域及び施行区域の面積が五へクタール未満の場合は、この限りでない。
 - 一 工事施行者が発行する工事費 (附帯工事費を含む。) の内訳明細書
 - 二 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類

(開発行為許可申請書の添付図書)

- 県規制規則第五条 省令第十七条第一項第三号に規定する法第三十三条第一項第十四号の相当数の同意を得たことを証する書類は、開発行為の施行等の同意書(別記様式第二号)に同意をした者の本人確認資料を添付したものでなければならない。
- 2 省令第十七条第一項第四号に規定する設計図を作成した者が、省令第十九条に規定する資格を 有する者であることを証する書類は、工事設計者の資格に関する申告書(別記様式第三号)に設 計者の資格、免許等及び最終学歴を証する書類を添付したものでなければならない。
- 県規制規則第六条 省令第十六条第一項の開発行為許可申請書には、法第三十条第二項及び省令第十七条に規定するもののほか、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
 - ー 開発区域となるべき土地の地図 (公図の写し)
 - 二 開発区域となるべき土地の登記事項証明書
 - 三 申請者の資力及び信用に関する申告書(別記様式第四号)
 - 四 工事施行者の能力に関する申告書(別記様式第五号)
 - 五 その他知事が必要と認める図書

(2) 開発許可申請書及び添付図書

図書は次表の順序により、A4版に綴じて申請することになります。(抹消線: H28~簡素化事項)

区	青は佚衣の順庁によ	トリ、A4 版に	.綴じて甲請することになります。(抹消線	:: H28	~間系化爭坦	()
順序	図書の名称	様 式	説明	様式 掲載頁	関係条文	備考
1	開発許可申請書	規則別記様式第 2	・2欄は実測面積記入(小数点以下切り捨て) ・3欄は全ての用途記入	247頁	規則第16条	※ 1
2	委任状		・代理者の資格、登録番号を記載する			※ 2
3	申請理由書		・理由を明確簡潔に記載			
4	設計説明書	県規制規則別記 様式第1号	・台帳面積は地目別概要欄に()で記入	248頁		※ 3
5	従前の公共施設の管理等 一覧表	県規制規則別記 様式第1号付表1		249頁	規則第16条 県規制規則第3条	※ 3
6	新たに設置される公共施 設の管理者等一覧表	県規制規則別記 様式第1号付表2		250頁	規則第16条 県規制規則第3条	※ 3
7	付替えに係る公共施設の 管理者等一覧表	県規制規則別記 様式第1号付表3		251頁	規則第16条 県規制規則第3条	※ 3
8	設計概要書	県規制規則別記 様式第6号	・ 台帳面積は地目別概要欄に()で記入	252頁	県規制規則第6条	
9	公共施設の管理に関する 協議書		新たに設置される公共施設の設計及び工事方法等並び に新たに設置される公共施設の帰属、管理及び従前の 公共施設の帰属についての協議書を添付		法第30条 法第32条	
10	公共施設の管理者の同意 書		開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意 書を添付		法第30条 法第32条	
11	公図の写し		 開発区域を明示(朱線で枠どり) 地番、地目、地積、所有者名(隣接地を含む。)、方位等を記載 公道、水路を着色表示 		県規制規則第6条	
12	土地の登記事項証明書		・申請時に権利効力のあるもの		県規制規則第6条	
13	開発行為の施行等の同意	県規制規則別記 様式第2号	印鑑証明書を別途添付(同意書押印時に有効なもの) ・同意書の記名・押印	253頁	法第33条 規則第17条 県規制規則第5条	
14	開発区域内権利者一覧表	県規制規則別記 様式第2号付表	・筆数10未満の場合は、省略することができる	254頁	法第33条 規則第17条 県規制規則第5条	
15	資金計画書	規則別記様式第3	収支計画書、年度別資金計画書、工事費の内訳詳細書、自己資金の残高証明書、融資証明書を別途添付・自己資金の残高証明書、融資証明書は、金融機関の ・自己資金の残高証明書、融資証明書は、金融機関の 証明に限らない(資金計画書への記載〔自己申告〕で よい)	255頁 256頁	規則第15条 規則第16条 県規制規則第4条	% 4 % 5
16	申請者の資力及び信用に 関する申告書	県規制規則別記 様式第4号	申請者が法人の場合、業務経歴書、定款、登記事項証明書、前年度の納稅証明書(法人稅及び事業稅)、財務諸表、預金残高証明書、融資証明書を別途添付申請者が個人の場合、業務経歴書、履歴書、住民票、前年度の納稅証明書(所得稅)、預金残高証明書、融資証明書を別途添付	257頁	法第33条 県規制規則第6条	**4
17	設計者の資格に関する申 告書	県規制規則別記 様式第3号	資格証明又は、卒業証明を別途添付	258頁	法第31条 規則第17条 規則第18条 規則第19条 県規制規則第5条	※ 6
18	工事施行者の能力に関す る申告書	県規制規則別記 様式第5号	工事施行者が法人の場合、建設業許可書(写)、事業経歴書、定款、登記事項証明書、前年度の納税証明書 (法人税及び事業税) を別途流行者の場合は、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)を添付する の納税証明書(法人税及び事業税)を添付する 工事施行者が個人の場合、建設業許可書(写)、事業経歴書、履歴書、前年度の納税証明書(所得税)を別途添付 ・建設業許可を受けない工事施行者の場合は、前年度の納税証明書(所得税)を別	259頁	法第30条 県規制規則第6条	※ 4
19	現況写真		・申請地を2方向から撮影 ・現況図から現地の状況を判断することが難しい場合 は、添付を求める場合がある			
20	法第34条各号に該当する 旨の証明		別表 (表1 法第34条各号に関する申請に必要な図書) のとおり		法第34条	※ 7
21	設計図		別表 (表2 設計図) のとおり ・設計者名記名押印又は署名		法第30条 規則第16条 規則第17条 県規制規則第6条	
22	その他知事等が必要と認 める書類		上記図書以外で、法第33条、第34条の各規定に適合することを確認するために必要なもの・他法令許可書等の写しは、開発許可に関係する排水同意、許可又は承認等の状況を申請書の「その他必要な事項」欄に記入するか、参考様式「関連他法令 許可等一覧表」を添付すれば省略可能		県規制規則第6条	

^{※1 「}開発区域に含まれる地域の名称」の地番は昇順に記載すること

^{※2} 申請者自らが手続きを行う場合(代理人を立てない場合)は添付不要

^{※3} 自己の居住のための開発行為の申請の場合は添付不要

^{※4} 自己の居住又は自己の業務のための開発行為の申請で、開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要

第6章 開発許可申請手続き

- ※5 開発区域及び施行区域の面積が5ha未満の場合は、県規制規則第4条に基づき添付書類の省略あり
- ※6 開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要
- ※7 市街化調整区域内に係る開発行為の場合、添付が必要

(3)「工区」の設定(法第30条第1項第1号)

相当規模の開発行為を行う場合開発区域の中に「工区」を設定して申請することができます。この場合、工事完了は工区単位で取り扱い、法第37条の建築制限等が解除されることがあります。

(4) 予定建築物等の用途(法第30条第1項第2号)

予定建築物等の用途は、法第33条及び法第34条に規定する開発許可基準に適合するか否かの判断の基準となるものです。

したがって、複数の建築物等を予定している場合には、主たる用途の建築物のみ表示するのではなく、予 定されている全ての建築物等を表示することになります。

なお、開発許可を受けた開発区域内において行われる新築、改築又は用途の変更については、以降制限を 受けることになります(法第42条)。 表1 法第34条各号に関する申請に必要な図書(抹消線:H28簡素化事項)

表1		要な図書(抹消線:H28簡素化事	垻/
号数		図書の名称	説明(添付書類等)
1	公益上必要な建築物	1 事業計画書 2 建築物平面図 、立面図 3 関係法令の許可書の写し	 施設の用途、内容、規模、位置等の説明資料 縮尺1/100程度、立面図は2方向以上 事業計画書(参考様式) 事業に必要な許可、免許、資格等は事業計画書に記載すれば添付不要 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
	日用品店舗等	1 店舗等分布現況図 2 建築物平面図、立面図 3 営業計画書 4 関係法令の許可書の写し	・ 縮尺1/2,500の地図に記入 ・ 縮尺1/100程度、立面図は2方向以上 ・ 営業概要、資格証明、資金・取引計画 ・ 営業計画書 (参考様式) ・ 営業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金・取引計画に係る証明等は営業計画書に記載すれば添付不要 ・ 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
2	鉱物資源の活用	1 資源の埋蔵、分布状況図 2 建築物平面図 、立面図 3 工場調書 4 事業計画書 5 関係法令の許可書の写し	・ 縮尺1/2,500の地図に記入 ・ 縮尺1/100程度、立面図は2方向以上 ・ 原料、業種、製品名、作業概要(工程、規模等) ・ 事業概要、資格証明、資金・取引計画 ・ 事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金・取引計画に係る証明等は、事業計画書に記載すれば添付不要 ・ 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
	観光資源の活用	1 資源の埋蔵、分布状況 2 建築物平面図 、立面図 3 事業計画書 4 観光開発計画書	縮尺1/2,500の地図に記入 縮尺1/100程度、立面図は2方向以上 事業概要、資金計画 所在市町村等の観光開発計画の概要 事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金計画に係る証明等は、事業計画書に記載すれば添付不要 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
3	温度、湿度等特別な条件を必要とする		政令未制定のため本号を適用しての許可はありません
4	建築物等 農林漁業用施設	1 生産物分布現況図	・ 縮尺1/10,000又は1/2,500
1	19-5-11 TOW AS / 11 JUL BA	2 建築物平面図 、立面図 3 事業計画書	 縮尺1/100程度、立面図は2方向以上 原料、業種、製品名、事業概要、資格証明、資金計画、取引状況調書 事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金・取引状況に係る証明等は、事業計画書に記載すれば添付不要
		. A () = = t	・ 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
6	中小企業団地	1 全体計画図 2 事業説明書 3 建築物平面図 、立面図	 縮尺1/500以上 国、県等の事業認定書等、事業概要、資金計画、作業概要 縮尺1/100程度 事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金計画に係る証明等は、事業説明書に記載すれば添付不要 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
7	既存工場	1 既存工場の概要書 2 既存工場の要望書 3 既存工場の決算書 4 既存工場の勝準の面積 5 既存工場の敷地面積 6 申請工場の概要書 7 申請工場の要望書 8 申請工場の受望書 8 申請工場の決算書 9 申請工場を降平面図、立面図 10 既存工場と申請地との関係図 11 既存工場と関連工場の密接な関連を示す書類(直近の3年分)	生産品目、売上金額、従業員数、取引状況、事業経歴等 事業の効率化について記載(実印、印鑑証明共) 過去3年分の貸借対照表、損益計算書 面積表共 土地謄本、公図、求積図 生産品目、売上金額、従業員数、取引状況並びに現在の関連工場と申請工場との比較を記載したもの 2と同じ(申請理由書に内容を含める。) 3と同じ 4と同じ 現況図、開発区域図に距離表示 既存工場に生産物の5割以上を原料又は部品として納入し、かつ、それが既存工場の生産物の原料又は部品の5割以上を占める場合 ・関係工場の売上高の内訳、売上帳、得意先元帳 ・既存工場の売上原価の内訳、当期製品製造原価の内訳、仕入帳、仕入先元帳 ・既存工場に生産物の原料又は部品の5割以上を依存し、かつ、それが既存工場の生産物の5割以上を占める場合 ・関連工場の売上原価の内訳、当期製品製造原価の内訳、仕入帳、仕入先元帳・既存工場の売上原価の内訳、当期製品製造原価の内訳、仕入帳、仕入先元帳・既存工場の売上原価の内訳、当期製品製造原価の内訳、仕入帳、仕入先元帳・既存工場の売上原価の内訳、当期製品製造原価の内訳、仕入帳、仕入先元帳・既存工場の売上原価の内訳、当期製品製造原価の内訳、仕入帳、仕入先元帳・既存工場の売上原価の内訳、当期製品製造原価の内訳、仕入帳、仕入先元帳・既存工場の売上原価の内訳、当期製品製造原価の内訳、仕入帳、仕入先元帳・既存工場の売上高の内訳、売上帳、得意先元帳

号数	内 容	図書の名称	説明(添付書類等)			
8	危険物貯蔵施設	1 危険物調書	· 種別、数量			
		2 資格証明	・関係法令の許可			
		3 建築物平面図 、立面図	・ 縮尺1/100程度、立面図は2方向以上、関係許可書写し			
			・事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金に係る証明等は、事業計画書			
			に記載すれば添付不要 ・ 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要			
9	市街化区域内で建築し、又は建設する ことが困難な建築物等(道路管理施	1 現況図	・ 縮尺1/2,500			
	設、休憩所、給油所等)	2 事業計画書 3 資格証明	事業概要、資金計画、取引計画関係法令の許可			
		4 建築物平面図、立面図	・ 縮尺1/100程度、立面図は2方向以上、油水分離槽の構造図			
		5 交通量調書	 事業計画書(参考様式) 			
		5 父胆里酮音	· 争未前四音(参与体式)			
			・ 事業に必要な許可、免許、資格の写し及び資金・取引計画に係る証明等は、 事業計画書に記載すれば添付不要			
			・立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要			
10	地区計画・集落地区計画に適合する建	1 地区計画・集落地区計画区域図	・ 縮尺1/2,500の地図に記入			
	築物	2 集落地区計画に適合していること を証する図書	・市町村からの証明書等			
		を証りる凶者 3 建築物平面図 、立面図	・ 縮尺1/100程度、立面図は2方向以上			
			・ 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要			
12	条例第3条第1号	1 説明書及び念書				
	(分家住宅)	2 申請者及び土地所有者の戸籍謄本				
		3 申請書の住民票の謄本				
		4 申請者及び同居者が所有する土地 及び住宅がない旨の証明				
		5 各階平面図				
	条例第3条第2号 (既存宅地内建物(第二種低層住居専	1 線引き前から宅地である旨の証明				
	用地域内可能建築物))	2 連たん状況図				
		3 建築物平面図、立面図	・立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要			
	条例第3条第3号 (敷地増(専用住宅))	1 線引き以前からの住宅であったこ とを示すもの				
	(冰地村(4川11117))	2 各階平面図、立面図	・ 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要			
	条例第3条第4号	1 公共事業に係る契約書				
	(公共移転)	2 既存敷地面積求積図、買収地丈量 図				
		3 申請及び既存建築物各階平面図―	・立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要			
	条例第3条第5号	立面図 1 申請者が当該中学校区に居住及び				
	(指定集落内建物(専用住宅))	勤務した期間が通算10年以上ある ことを示すもの				
		2 申請者 及び同居者 が所有する土地				
		及び住宅がない旨の証明 3 各階平面図 、立面図	・ 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要			
		4 説明書(参考様式)	・開発区域位置図、開発区域区域図に大規模指定既存集落等に該当する旨記載			
	条例第3条第6号	1 従前建築物の経過及び15年間適法	221/2012			
	(用途変更(15年間適法使用後))	使用を示すもの 2 各階平面図 、立面図	・ 立面図は、建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要			
13	既存権利の届出	1 権利を有していることを示す証明	・土地登記事項証明書、農地法の許可等、その他の証明、会社の定款(法人の			
1.4	審査会提案基準2	書 1 線引き前からの同一用途であったこ	場合)			
1.1	敷地増(住宅以外)	2 各階平面図、立面図	15 En. / 07			
	審査会提案基準3	1 公共事業に係る契約書				
	公共移転 (市街化区域内建物)	2 既存敷地面積求積図、買収地丈量図				
	安木 人祖安甘淮•	3 申請及び既存建築物各階平面図、立				
	審査会提案基準4 指定集落内建物(住宅以外)	1 申請者が当該中学校区での10年以上2 各階平面図、立面図	C店住人は			
			- 			
		室床高さ(想定浸水深以上の高さであること)を明示				
		4 説明書(参考様式)。開発区域位置 当する旨記載	社図、開発区域区域図に大規模指定既存集落(辺縁部適用による場所も含む)に該			
	審査会提案基準5	1 事業内容を示すもの				
	産業振興市町村内工場	2 各階平面図、立面図				
	審査会提案基準6-1 特定流通業務施設	1 許可対象となる事業の施設であるこ	とを示すもの			
	審査会提案基準6-2	2 各階平面図、立面図 1 許可対象となる事業の施設であるこ	ンを示すもの			
	大規模流通業務施設	2 各階平面図、立面図	-C 6417 0V/			
	審査会提案基準7-1	1 死亡、抵当権実行等のやむを得ない	事情を示すもの			
	用途変更 I (やむを得ない理由)	2 従前建築物の経過及び適法使用を示	けもの			
		3 各階平面図、立面図				

数	内 容	図書の名称	説明(添付書類等)	
	審査会提案基準7-2	1 従前建築物の経過		
	用途変更Ⅱ (20年経過住宅)	2 各階平面図、立面図		
	審査会提案基準8	1 宗教法人定款		
	社寺・仏閣・納骨堂等	2 各階平面図、立面図		
	審査会提案基準9	1 当該施設を利用する地区の区域図		
	地区集会所等	2 資金計画及び資金調達方法等の調書	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	
		・資金計画に係る証明書は、資金調	幸方法等の調書に記載すれば添付不要	
		3 各階平面図、立面図		
	審査会提案基準10	1 施設の用途、内容、規模、位置等の	説明資料	
	公共公益施設	2 各階平面図、立面図		
	審査会提案基準11	1 公共機関との密接な関連を説明する	資料	
	公共公益関連施設	2 各階平面図、立面図		
	審査会提案基準12	1 研究対象と研究施設の位置の関連を	表す図書	
	研究施設	2 各階平面図、立面図		
	審査会提案基準13 ゴルフ練習場	1 各階平面図、立面図		
	審査会提案基準14	1 対象事業又は対象となる法律による	勧告若しくは命令に基づくものであることを示す文書の写し等	
	災害移転	2 各階平面図、立面図		
ı	審査会提案基準15	1 施設内容がわかる資料		
	市街化予定建物	2 市町村長要望書		
	3 各階平面図、立面図			
ŀ	審査会提案基準16-1	1 老人福祉法第29条の届出に係る事前	協議資料の写し	
	有料老人ホーム I	2 病院等との連携を示すもの		
		3 各階平面図、立面図		
	審査会提案基準16-2	1 サービス付き高齢者向け住宅の登録	に係る事前協議が終了している旨の書類の写し	
	有料老人ホームⅡ	2 当該大規模指定集落及びその周辺の	有料老人ホームの立地状況を示すもの	
		3 各階平面図、立面図		
		4 土地利用計画図、各階平面図、立面 室床高さ(想定浸水深以上の高さで	i図に、ベンチマークの位置と高さ(「土地利用計画図」のみ)、想定浸水深、居 あること)を明示	
	審査会提案基準17	1 開設許可見込みを示す資料		
	介護老人保健施設	2 協力病院との位置、関係を示すもの		
		3 各階平面図、立面図		
	審査会提案基準18	1 建築基準法他の許可書写し		
	産業廃棄物処理施設	2 施設内容を示す資料		
		3 各階平面図、立面図		
審査会提案基準19 1 平成19年11月30日以前に県企業局等が行った造成		1 平成19年11月30日以前に県企業局等	が行った造成済地であることを示すもの	
県企業局等開発地における建築 2 各階平面図、立面図				
審査会提案基準20 1 事業計画書				
	農産物直売所 2 建築物平面図、立面図			
	審査会提案基準21	1 条例第3条第1号、条例第3条第2	号、条例第3条第5号に準じた図書	
	浸水等対策建物	2 土地利用計画図、各階平面図、立面 室床高さ(想定浸水深以上の高さで	「図に、ベンチマークの位置と高さ(「土地利用計画図」のみ)、想定浸水深、原 あること)を明示	
	審査会提案基準99 その他	1 各階平面図、立面図		

表2 設計図 (1及び2を除き設計者記名又は署名)

表2		747 休さ取司	·者記名乂は署名) 	
添付 順序	図面名称	標準縮尺	明示すべき事項	備考
	開発区域位置図	1/10,000以上	1 方位 2 開発区域(朱書き) 3 開発区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称 4 開発区域内において排水される雨水、汚水の流末、河川への経路 5 用途地域その他の規制区域等	・地図に表示のこと・規制区域等は開発区域及びその周辺について図示のこと
2	開発区域区域図	1/2,500以上	1 方位 2 開発区域の境界(朱書き) 3 土地の形状 4 県界及び市町村界と名称 5 市町村の区域内の町又は字の境界と名称 6 都市計画区域界と名称 7 排水の流末経路	・ 現況図にまとめて図示してもよい
3	現況図	1/1,000又は 1/2,500以上	1 方位 2 開発区域の境界(朱書き) 3 地形(等高線は2mの標高差) 4 開発区域内及びその周辺の公益施設の位置及び形状 5 行為の妨げとなる権利を有するものの工作物等の物件 6 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況(規模が1ha以上の開発行為)	
4	求積図	1/500以上	1 開発区域内全体の求積表 2 公共施設の求積表 3 各宅地の求積表	・ 三斜法、座標等による面積求積・ 面積計算表及び検測者の資格氏名を記入・ 許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能※
5	土地利用計画図	1/500又は 1/1,000以上	1 方位 2 開発区域の境界 3 工区界 4 公共、公益施設の位置、形状及び寸法 5 環境保全施設の位置及び形状 6 予定建築物等の配置 7 敷地にかかる予定建築物等の用途 8 がけ、擁壁の位置、形状、延長及び記号 9 道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号 10 公園、緑地その他の公共用の空地並びに 公益的施設の位置、形状、規模及び名称 11 消防水利施設の名称、位置及び形状	 予定建築物等の用途は具体的に各敷地毎に記入すること 土地利用区分毎に着色
	造成計画平面図	1/500又は 1/1,000以上	1 方位 2 開発区域の境界(朱書き) 3 切土又は盛土の色別 4 がけ、擁壁の位置、形状、延長及び記号 5 道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号 6 道路の中心線とその測点及び計画高 7 街区の長辺及び短辺の長さ 8 敷地の形状及び計画高 9 公園、緑地その他の公共用の空地並びに公益的施設の位置、形状、規模及び名称 10 工区界(朱書き) 11 地形(現況線) 12 縦横断線の位置及び記号 13 ベンチマークの位置と高さ 14 消防水利施設の名称、位置及び形状	・ 現況線は細線で記すこと ・ 切土部は黄色、盛土部は赤色の淡色 で色別すること
7	造成計画縦横断面図	1/500以上	1 縦横断面線記号 2 区域境界位置	・ 現況線は細く、計画線を太く表示すること

添付 順序	図面名称	標準縮尺	明示すべき事項	備考
	造成計画縦横断面図	1/500以上	3 基準線(D. L) 4 現地盤面と計画地盤面	・ 切土部は黄色、盛土部は赤色の淡色 で色別すること
			5 切土又は盛土の色別 6 計画地盤高	・ 区域境界付近の外周区域を包括した ものとすること
			7 がけ、擁壁、道路の位置、形状及び記号	・ 高低差 1 m以上の部分のみ明示すればよい
			8 ボックスカルバート、盲暗渠、その他構造物の位置、形状及び記号 9 土羽の位置、形状及び勾配	
8	排水施設計画平面図	1/500以上	1 排水区域の区域界 2 排水施設の位置	 管路(No)、延長(L)、勾配 (i)、流速(V)、流量(Q)、 能力(Qc)、水路断面(A):
			3 種類、材料、形状内のり寸法 4 勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び 放流先の名称	ф, U, □
9	排水施設構造図	1/50以上	1 排水施設の記号 2 開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等	鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である
			3 放流先河川、水路の名称、断面水位(低水位、高水位)及び吐口の高さ	・ 許可時においては、法第33条(技術 基準)への適合について、文言記載 による図面の簡略化が可能※
			4 区域内の集水を示す流水の方向 5 集水系統別の色塗(淡色)及び流量計算 書との照合符号 6 放流先の名称	・ 浄化槽を用いる場合、人槽及び流量 が建築部局と協議済であれば、認定 書の添付は省略可能。(その場合 「人槽及び流量は建築部局と協議済 み」であることを『排水施設計画平 面図』へ記載すること)
10	流末水路縦断図	1/1,000以上	1 測点	・ 許可時においては、法第33条(技術 基準)への適合について、文言記載 による図面の簡略化が可能※
			2 短距離、追加距離3 地盤高(河床、天端、左・右岸)	
			4 計画高(河床、天端) 5 切土、盛土	
			6 勾配	
11	流末水路標準横断図	1/100以上	1 測点	・ 許可時においては、法第33条(技術 基準)への適合について、文言記載 による図面の簡略化が可能※
			2 地盤高	
			3 計画高(河床、天端)4 護岸の種類、法勾配	
12	給水施設計画平面図	1/500以上	1 方位	・排水計画平面図にまとめて図示して
			2 開発区域の境界(朱書き)3 給水施設の位置、種類、形状、材料及び	もよい
			内のり寸法	
			4 取水方法及び位置 5 消火栓の位置及び種類	
			6 ポンプ施設、貯水施設、浄化施設の位置	
13	道路計画縦断図	1/500以上	及び形状 1 測点	・区域外取付道路との関連を図示する
			2 勾配(%)3 計画地盤面	こと ・ 許可時においては、法第33条(技術 基準)への適合について、文言記載
			4 計画地盤高	による図面の簡略化が可能※
			5 短距離及び追加距離	
			6 基準線 (D. L) 7 道路記号	
			7 退路記号 8 切土、盛土の色別	

第6章 開発許可申請手続き

添付	図面名称	標準縮尺	明示すべき事項	備考
順序				
14	道路計画標準横断図	1/50以上	1道路の記号	・ 排水施設構造図とまとめて図示して もよい
			2 道路の幅員構成	
			3 横断勾配(%)	・ 許可時においては、法第33条(技術 基準)への適合について、文言記載
				による図面の簡略化が可能※
			4 路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法	
			5 道路側溝及び埋設管等の位置、形状及び	
15	がけの断面図	1/50以上	寸法 1 がけの記号	・ 現況線は細く、計画線は太く表示す
10	// () *ン 内 国 囚	1/00001	2 がけの高さ及び勾配	ること
			3 土質	
			4 がけの保護の方法	
			5 現地盤面	
			6 がけの前後の地盤面	
16	擁壁の断面図	1/50以上	1 擁壁の記号	・ 鉄筋コンクリート擁壁の場合は配筋
			2 擁壁の寸法及び勾配	図添付のこと
			3 擁壁の材料の種類及び寸法	・ 構造計算書(安全が計算によらなけ
			4 裏込コンクリートの品質及び寸法	れば判断できないとき)
			5 透水層の位置及び寸法	・ 土質試験結果(軟弱地盤の場合)
			6 水抜穴の位置及び内径寸法	
			7 基礎構造の種類と寸法	
			8 基礎地盤の土質	
			9 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
			10 擁壁を設置する前後の地盤面	
17	公共施設新旧対象図	1/1,000以上	新旧公共施設の形状、番号を明示する。番号は、県規則別記様式第1号付表1~3の対象番号	
			は、	
			旧公共施設は朱書きとする	
18	樹木の保存表土の 保全等の現況図		1 樹木の分布状況	・ 許可時においては、法第33条(技術 基準)への適合について、文言記載
	体主寺の先仇凶			による図面の簡略化が可能※
			2 樹木の保存計画	
			3表土状況(土質等)	
19	表土の保全等の断		1 表土地層状況	・ 許可時においては、法第33条(技術
	面図			基準)への適合について、文言記載 による図面の簡略化が可能※
			2 復元計画	この心区国 77世元 177 177
20	計算書		1 構造計算	・許可時においては、構造計算に係る
				法第33条(技術基準)への適合につ
				いて、文言記載による図面の簡略化 が可能※
			2 雨水、汚水流量計算	・ 開発区域の面積が0.1ha未満の場合
			3 その他必要な計算	には、排水計算(雨水、汚水量計
				算)書の添付は省略可。

(5) 開発審査会説明資料

審査会の資料は、下表の図書15部を審査会開催日の10日前までに事務局へ提出することになります。 (審査会予定日の30日前までに開発行為(建築)許可申請書の審査が終了していること。)

開発審査会説明資料一覧表

NO	図書	縮尺	記載事項(要領)等
1	理由書	_	○ 内容を簡潔に要領よく作成
2	開発位置図	1/10,000又は 1/20,000	○都市計画図(カラー刷り)を用いること○申請地を赤色で明示し、引き出し線で「申請地」と記入、主要公共施設の名称及び申請地からの距離、国道・県道・主な河川・鉄道名を記入、道路を茶色、河川を青色、鉄道を黄色、大規模指定既存集落等を緑色で明示○その他知事等が必要と認める事項を記載
3	開発区域図	1/2, 500	○ 申請地を赤色で明示し、引き出し線で「申請地」と記入。 ○ 消防水利の位置及びその有効範囲を記入。
4	士地利用計画図及び 排水計画図	1/100~1/600	○申請地を赤色で枠取り○排水施設の位置、種類、材料、形状内法寸法等を記入○道路から敷地への出入口及び建物の出入口を△印で明示○敷地増の場合、既存部分をだいだい色、増設部分を緑色で明示し、それぞれの面積を記入。また、除却(予定)建物を波線で表示○その他知事等が必要と認める事項を記載
5	建物平面図・立面図	1/100~1/200	○ 各階床面積、延べ面積を記入
6	現況写真		○ 申請地を 2 方向以上
7	その他知事等が必要と認める書類	-	

2 設計者の資格(法第31条、規則第18条、規則第19条)

(設計者の資格)

法第三十一条 前条の場合において、設計に係る設計図書(開発行為に関する工事のうち国土交通 省令で定めるものを実施するため必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様 書をいう。)は、国土交通省令で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。

(資格を有する者の設計によらなければならない工事)

規則第十八条 法第三十一条の国土交通省令で定める工事は、開発区域の面積が一へクタール以上 の開発行為に関する工事とする。

(設計者の資格)

規則第十九条 法第三十一条の国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域の面積が一へクタール以上二十へクタール未満の開発行為に関する工事にあつては、 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令 (大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造 園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験 を有する者
 - ロ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。ハにおいて同じ。) において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行なうものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者
 - ハ ロに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校 令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画 又は造園に関する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、 修了した後)、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者
 - 二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者
 - ホ 技術士法 (昭和五十八年法律第二十五号) による第二次試験のうち国土交通大臣が定める 部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの
 - へ 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) による一級建築士の資格を有する者で、宅地開 発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有するもの
 - ト 宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造 園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、次条から第十九条の四までの規定により国 土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)がこの省令の定めるところに より行う講習(以下「講習」という。)を修了した者
 - チ 国土交通大臣がイからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
- 二 開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあつては、前号のいずれか

に該当する者で、開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことのあるものその他国土交通大臣がこれと 同等以上の経験を有すると認めたものであること。

本条は、設計者の資格についての規定で、開発行為に関する工事のうち、周辺に大きな影響を与えるおそれの あるものあるいは設計について専門的な能力を要するものについて、設計の適正を期すこととしたものです。

規則第19条第1項は、設計者の資格を定めています。この資格は、建築士のような国家試験によって与えられる独自の資格ではなく、一定の学歴と経験の組み合わせによって持つことができる資格であり、資格が取り消されることはありません。

同条第1項トの「登録講習機関」は、一般財団法人全国建設研修センターが登録講習機関として登録を受けています。

また、同条第1項チについては、昭和45年1月12日付け建設省告示第38号で大学院等に1年以上在学して、土木、建築、都市計画または造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者が定められています。

3 公共施設の管理者の同意、協議(法第32条、令第23条)

(公共施設の管理者の同意等)

- 法第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の 管理者と協議し、その同意を得なければならない。
- 2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。
- 3 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

(開発行為を行うについて協議すべき者)

- **令第二十三条** 開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者(開発区域の面積が四十ヘクタール未満の開発行為にあつては、第三号及び第四号に掲げる者を除く。)と協議しなければならない。
 - 一 当該開発区域内に居住することとなる者に関係がある義務教育施設の設置義務者
 - 二 当該開発区域を給水区域に含む水道法第三条第五項に規定する水道事業者
 - 三 当該開発区域を供給区域に含む電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者 及び同項第十一号の三に規定する配電事業者並びにガス事業法第二条第六項に規定する一般ガ ス導管事業者
 - 四 当該開発行為に関係がある鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者

本条は開発行為をしようとする者が、あらかじめ既存の関連公共施設の管理者の同意を得る等により、開発行為の円滑な施行、公共施設の管理の適正等を確保することを規定したものです。

(1) 同意

開発行為に関係のある既存の公共施設の管理者の同意を得ることは、公共施設の機能を損なわせず、又変更を伴うときはそれを適正に行わせるため必要とされます。公共施設には以下の2つがあります。

ア 開発区域内にあるもの

イ 開発区域外にあって、開発行為の実施に伴って変更又は廃止されるもの

公共施設の管理者との土地の所有者が異なる場合には、管理者の同意を得ることは当然ですが、用地の所有者の同意をも要するとの解釈するのが適当と考えられます。ただし、公共施設の管理者に用地の処分権限まで委任されているとみなされる場合は、当然土地所有者の同意を必要とせず、また法第40条の規定により従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されるときには、同条の規定によって土地交換の特例が認められたものと解され、この場合には公共施設の管理者のみの同意を持って足りると考えてよいものとされています。

(2)協議

開発行為により設置される公共施設の管理の適正を期するため、管理者となるべきものとあらかじめ協議を 行わせる趣旨であり、「設置される公共施設を管理することとなる者」は、法第39条の規定によって原則と して地元市町村となっています。特例として他の法令による管理者が別にあるときはその管理者と協議するこ ととされています。

協議の結果、別に管理者を定めることができますが、この場合も市町村との協議を前提とします。

協議については開発行為の実施と公共施設の整備に調整を図るものであり、法第33条及び関連政省令に規

定されていますが、開発行為を行うものに特別の負担を課す趣旨ではありません。また、法第30条(協議の経過を示す書面)並びに法第39条(公共施設の原則的市町村管理)の規定から判断すると、法律上は必ずしも協議の整うことを必須の要件としていません。協議の整わないときは、申請書に添付された協議の経過を示す書面によって、知事等は申請者と管理者と双方の言い分並びに協議の経過を十分に了知したうえで許可又は不許可の処分を行うこととなります。

従って、両者の間で十分話し合いが行われたと認められるときは申請書を受理し、許可基準に適合する限り 許可できるものとされています。

なお、協議の整うことを要件としていませんが、開発行為の完了後における公共施設の管理の点を考えると、 できる限り協議の整うことが望ましいことはいうまでもありません。

令第23条は、大規模開発について協議すべき特例として義務教育施設設置者等を規定しており、次の表の者と協議することとなっています。

開発区域の規模	20 h a 未満	20ha以上 40ha未満	40ha以上	
		市町村 (他法令管理者)		
協議の相手	水道事業者 下水道事業者 (処理区域に限る)			
		義務教育施設設置者		
			電気ガス事業者	
			鉄軌道経営者	

4 開発許可済標識の掲示

工事現場の見やすい場所に標識(県規則別記様式第10号)(269頁)を掲示しておかなければなりません。

(標識の掲示)

県規制規則第十条 開発許可を受けた者は、別記様式第十号による標識を当該開発区域の工事現場の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

5 工事着手届の提出

工事に着手したときは、工事着手届(県規則別記様式第11号)(273頁)を提出しておかなければなりません。

(工事着手の届出)

県規制規則第十一条 開発許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに 工事着手届(別記様式第十一号)を提出しなければならない。

工事着手にあたっては開発行為に関する工事について内容を精査した上で施工する必要があります。公共施設がある場合には別途帰属する管理者が持つ施工管理基準に沿う必要があります。開発行為に関する工事については一般的な許可条件が示されており、以下に掲げる工事を施工する時は、施工状況を明らかにした写真等の記録をして、工事完了届出書に添付することになっています。

- ア 盛土工 (盛土材の敷均し、締固め状況及び層厚30cm以下の適切な厚さでの巻出し厚の管理状況等)
- イ 擁壁工等 (構造物の掘削、床付け状況及び躯体の構造、寸法、配筋等の出来高管理状況等。また背面 の裏込材の充填が必要な箇所については、その出来高及び吸出し防止材等の管理状況)
- ウ 排水工 (構造物の掘削、床付け状況及び躯体の構造、寸法、配筋等の出来高管理状況等。また暗渠 排水施設については、これに加えて接合部等の管理状況)
- エ 舗装工 (路床並びに舗設の施工状況、路盤工の転圧並びに厚さ等の管理状況)
- オ 公共施設工 (構造物の掘削、施設の構造、寸法等の出来高管理状況、道路路盤工の転圧、厚さ管理及び 新設消火栓等の施工管理状況)
- カ その他、施設の品質その他の確認のために必要と思われる資料 (構造物の設計条件に係る事項が確認できる資料)

特に宅地造成にかかる練り積造り擁壁については、採寸の位置や根入れ流れの規定等「道路土工指針」と異なる箇所があるため、「宅地防災マニュアル」を十分に参照しつつ、施工管理に留意する必要があります。

6 変更許可申請及び変更届 (法第35条の2、令第31条、規則第28条の2、規則第28条の3、規則 第28条の4)

(変更の許可等)

- 法第三十五条の二 開発許可を受けた者は、第三十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第二十九条第一項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第二項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 開発許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第三十一条の規定は変更後の開発行為に関する工事が同条の国土交通省令で定める工事に該当する場合について、第三十二条の規定は開発行為に関係がある公共施設若しくは当該開発行為若しくは当該開発行為に関する工事により設置される公共施設に関する事項の変更をしようとする場合又は同条の政令で定める者との協議に係る開発行為に関する事項であつて政令で定めるものの変更をしようとする場合について、第三十三条、第三十四条、前条及び第四十一条の規定は第一項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならない場合について、第四十七条第一項の規定は第一項の規定による計可及び第三項の規定による届出について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更の許可又は届出の年月日及び第二号から第六号に掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と読み替えるものとする。
- 5 第一項又は第三項の場合における次条、第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十二条から 第四十五条まで及び第四十七条第二項の規定の適用については、第一項の規定による許可又は第 三項の規定による届出に係る変更後の内容を開発許可の内容とみなす。

(開発行為の変更について協議すべき事項等)

- **令第三十一条** 第二十三条各号に掲げる者との協議に係る開発行為に関する事項で法第三十五条の 二第四項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - ー 開発区域の位置、区域又は規模
 - 二 予定建築物等の用途
 - 三 協議をするべき者に係る公益的施設の設計
- 2 第二十三条の規定は、開発区域の区域又は規模の変更に伴い、開発区域の面積が二十へクタール(同条第三号又は第四号に掲げる者との協議にあつては、四十へクタール)以上となる場合について準用する。

(変更の許可の申請書の記載事項)

規則第二十八条の二 法第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものと

する。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 開発許可の許可番号

(変更の許可の申請書の添付図書)

規則第二十八条の三 法第三十五条の二第二項の申請書には、法第三十条第二項に規定する図書の うち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合にお いては、第十七条第二項から第四項までの規定を準用する。

(軽微な変更)

- 規則第二十八条の四 法第三十五条の二第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 予定建築物等の敷地の規模の十分の一以上の増減を伴うもの
 - ロ 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が千平方メートル以上となるもの
 - 二 工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が一へクタール以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。
 - 三 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

(開発許可の変更)

- 県規制規則第七条 開発行為の変更に係る許可を受けようとする者は、省令第十六条第一項の開発 行為許可申請書に、変更に係る事項が開発行為に関する設計以外の場合にあつては変更説明書を、 その他の場合にあつては変更説明書及び変更説明図を添付しなければならない。
- 2 前項の変更説明書は、当該変更の理由及び変更の概要を記載したものとする。
- 3 第一項の変更説明図は、当該変更前の設計図に変更後の設計の概要を明示したものとする。

本条は開発許可の変更の許可などについて規定したものです。

- (1)変更許可の対象となる行為等(法第30条第1項各号に掲げる事項の変更)
 - ア 開発区域 (開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区) の位置、区域及び規模の変更
 - イ 開発区域内の予定建築物等の用途の変更
 - ウ 開発行為に関する設計の変更(変更届に係るものを除く。)
 - エ 工事施行者の変更(変更届に係るものを除く。)
 - オ 自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更
 - カ 市街化調整区域内における開発行為にあっては、法第34条の当該号及び理由の変更
 - キ 資金計画の変更(自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用の開発行為を除く。)

なお、許可の対象となるのは、開発許可後で、かつ、完了公告前の変更であり、それ以外の変更については 本条の適用は受けません。また、当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更については、新たに 開発許可を受けることが必要となります。

また、頻繁に変更する場合には、個々の変更内容について事前協議等を活用することで、逐一許可の手続き

を行うのではなく、一括して処理することが可能です。

(2)変更届の対象となる行為等(規則第28条の4各号に掲げる事項の変更)

ア 設計の変更のうち、予定建築物等の敷地の形状の変更(ただし、次のものを除く。)

- (ア)予定建築物の敷地 (開発区域ではなく、分譲による場合等、予定建築物の各敷地を対象としていることに留意) の規模の10分の1以上の増減を伴う場合
- (イ) 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が 1,000 m以上となる場合
- イ 工事施行者の変更(非自己用又は 1 h a 以上の自己の業務用の開発行為にあっては、工事施行者の氏名 (名称)、住所が変更になる場合に限る。)
- ウ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

(3) 変更許可申請

変更の許可を受けようとする場合は、①変更に係る事項、②変更の理由、③開発許可の許可番号を記載した 開発行為変更許可申請書(270 頁)を知事等に提出しなければなりません。

なお、変更されていない事項については、申請書への記載は不要となります。

(4)変更届出

変更許可申請を要さない法第35条の2第1項の但し書きの国土交通省令で定める軽微な変更をした時は、 開発行為変更届出書(271頁)を知事等に提出しなければなりません。

7 工事完了公告以前の建築等制限(法第37条)

(建築制限等)

- 法第三十七条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。
 - 一 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。
 - 二 第三十三条第一項第十四号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物 を建築し、又は特定工作物を建設するとき。

(建築制限の解除の承認)

- 県規制規則第十五条 法第三十七条第一号の規定により開発許可を受けた開発区域内の土地において法第三十六条第三項の公告があるまでの間に建築物を建築又は特定工作物を建設することについて知事の承認を得ようとする者は、工事完了公告以前の建築等承認申請書(別記様式第十二号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。
 - 一 建築物を建築又は特定工作物を建設しようとする敷地の位置及び区域を表示する図面
 - 二 敷地内における建築物又は特定工作物の位置を示す図面(縮尺五百分の一以上)
 - 三 建築物又は特定工作物の平面図及び立面図
- 3 知事は、第一項に規定する承認の申請に対する承認又は不承認の通知を、工事完了公告以前の 建築等承認通知書(別記様式第十三号)又は完了公告以前の建築等不承認通知書(別記様式第十 三号の二)により行うものとする。

本条は開発区域内の土地で、工事完了公告までの間において行われる建築又は建設の制限に関して定められた規定です。

(1) 建築又は建設の制限

開発許可を受けた開発区域内の土地においては、工事完了公告があるまでの間は、建築物の建築又は特定工作物の建設を原則として禁止し、開発行為が原則どおり行われることを担保しようとする趣旨ですが、次の各号に該当する場合はこの限りでないものとされています。

- ア 当該開発行為の施行のための工事用仮設建築物の建築又は特定工作物の建設
- イ 法第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者(開発区域内の土地又は建築物に関する権利を有している者でその開発行為に同意していない者)が、自己が権利を有する土地に権原の行使として 建築又は建設する場合
- ウ 知事等が支障がないものとして認めたとき。この場合の承認は個々のケース毎に開発行為の進捗度、建築又は建設の必要性などを勘案して判断しますが、認められるケースとしては次のようなものが考えられます。
- (ア) 官公署、地区センターその他の公益的施設を先行的に建設する場合
- (イ) 建築物の建築工事と宅地造成工事を切離して行うことが工事の施行上著しく不適当と認められる場合
- (ウ) 特定工作物に係る開発許可に際しては当該開発行為 (土地の区画形質の変更) と特定工作物の建設を

一体的に行うことが合理的と認められる場合

なお、相当規模の開発行為の場合で建築物の建築又は建設を急ぐ場合は、「工区」を設定し、工区毎に完了届けを提出することが運用上望ましいものとされています。

(2) 申請書及び添付書類

	法第37条ただし書き承認に係わる様式一覧						
順序	図表の名称	縮尺	説明				
1	工事完了公告以前の建築等承認申請書	_	○県規制規則別記様式12号(274頁)				
2	承認を受けようとする理由書	_	○前記1に該当する理由				
3	誓約書	_	○都市計画法及び建築基準法上の諸手続が 完了するまで、建築物を使用しない旨の誓 約				
4	敷地位置区域図(開発区域図)	1/2,500 以上	○敷地の位置を表したもの				
5	建物配置図	1/500 以上	(1)敷地の現況を示したもの (2)各建物等の配置及び特に今回申請を要す る部分の表示				
6	各階平面図及び二面以上の立面図	1/200 以上	○承認を必要とする建物の平面及び立面図				
7	建築物基礎及び宅造工事関連詳細図	1/50 以上	○申請理由となった建物関連の工事部分詳細図				
8	現況写真	_	○手札型2葉以上を申請直前に写したもの				
9	工程表	_					
10	その他	_					

8 開発行為の廃止(法第38条、規則第32条)

(開発行為の廃止)

法第三十八条 開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土交 通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(開発行為に関する工事の廃止の届出)

規則第三十二条 法第三十八条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第八による開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出して行なうものとする。

(工事廃止届出書の添付書類)

県規制規則第十六条 省令第三十二条の開発行為に関する工事の廃止の届出書には、当該工事の廃止 に係る土地の区域内の状況を明示する現状写真及び当該工事を廃止した後における当該土地の利用 計画を明らかにする書類を添付しなければならない。

本条は開発行為に関する工事の廃止についての規定です。

(1) 開発行為の廃止

許可を受けた開発行為に関する工事を廃止するときは、規則第32条別記様式第8による「開発行為に関する工事の廃止の届出書」を知事に提出しなければなりません。

工事をむやみに中途で廃止されると、その周辺の地域に溢水等の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害したりする恐れがあるので、許可基準として、事業者の資力信用、工事施行者の工事施行能力を審査して工事の完成を期するとともに、許可に際しては万一廃止した場合の必要な事後処理の条件を付すことができるとされています。

開発行為の廃止は、常に許可を受けた開発区域の全部について廃止することをいい、開発区域の一部を廃止 しようとするときは、残りの部分の設計内容を変更するかしないかにかかわらず、法第35条の2の規定によ る変更許可申請により処理することになります。

(2) 届出書及び添付書類

法第38条に係わる開発行為に関する工事の廃止届様式一覧						
順序	図表の名称	縮尺	説明			
1	届出書	_	○規則別記様式第8(275頁)			
2	理由書	_	○開発行為に関する工事の廃止の理由を記 載したもの			
3	土地利用計画図	1/2,500 以上	(1)当初許可に係る計画図(2)現況図(3)廃止後の利用計画図			
4	現況写真	_	○手札型2葉以上を申請直前に写したもの			
5	その他	_	(1)敷地の現況を示したもの(2)各建物等の配置及び特に今回申請を要する部分の表示			

9 許可の承継(一般承継人)(法第44条)

(許可に基づく地位の承継)

法第四十四条 開発許可又は前条第一項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人 が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

(許可の承継の届出)

県規制規則第二十条 法第四十四条の規定による承継をした者は、すみやかに開発許可を受けた地位の承継届出書(別記様式第十九号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該地位を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

本条は、開発許可又は法第43条第1項の許可を受けた者の一般承継人について、許可に基づく地位の承継を 規定したものです。

(1) 一般承継

ア 相続人その他の一般承継人は、被承継人の地位を承継することとなります。

その他の一般承継人とは、合併後存続する法人(吸収合併の場合)、合併によって新たに設立された法 人(新設合併の場合)を指します。

イ 「許可に基づく地位」には、許可を受けたことによって生ずる権利はもちろんのこと、義務も当然負う こととなります。

例えば、

- (ア) 開発行為、建築、建設、用途の変更を行い得る権能
- (イ) 公共施設の管理者との合意、協議によって定められている公共施設の設置、又は変更の権能
- (ウ) 土地所有者等との工事につき同意を得ている地位
- (エ) 工事完了、又は工事廃止の届出義務

等が許可権者との関係において発生する権利並びに義務です。

なお、本来は許可について地位の承継を規定したものであり、民事上の関係を規定するものではありません。

(2) 届出書及び添付書類

法第44条に係わる地位の承継届様式一覧						
順序	図表の名称	縮尺	説明			
1	開発許可を受けた地位の承継届出書	_	○県規制規則別記様式第19号(276頁)			
2	承継関係証書		○戸籍謄本(個人の場合)○法人登記事項証明書(法人の場合)○会社定款(法人の場合)			
3	その他	_	○土地、建物登記事項証明書			

10 許可の承継(特定承継人)(法第45条)

法第四十五条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する 工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有 していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

(許可の承継の承認の申請)

- 県規制規則第二十一条 法第四十五条の承認を得ようとする者は、開発許可を受けた地位の承継承認申請書(別記様式第二十号)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する 権原を取得したことを証する書類並びに第六条第三号に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類 を添付しなければならない。
- 3 知事は、第一項に規定する承認の申請に対する承認又は不承認の通知を、開発許可に基づく地位 の承継承認通知書(別記様式第二十一号)又は開発許可に基づく地位の承継不承認通知書(別記様 式第二十一号の二)により行うものとする。

本条は、開発許可を受けた者の特定承継人について、開発許可に基づく地位の承継を規定したものです。

(1) 特定承継

- ア 特定承継人とは、開発許可を受けた者から土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権 原を取得した者のことをいいます。
- イ 特定承継人は知事の承認を得て、開発許可に基づく地位を承継することができます。
- ウ 承継の判断は、申請人が適法に土地の所有権、その他の開発行為に関する工事を施行する権原を取得しているかどうか、更に自己用以外にあっては、当初の許可を承継できる資力、信用があるかどうか等が基準となります。

(2) 申請書及び添付書類

法第45条に係わる地位の承継承認申請様式一覧						
順序	図表の名称	縮尺	説明			
1	開発許可を受けた地位の承継承認申請書	_	○県規制規則別記様式第20号(277頁)			
2	承継関係証書	_	(1)登記事項証明書 (2)取得に係わる役員会議事録 (3)売買契約書写			
3	申請者の資力、信用に関する申告書	1/2,500 以上	(1)法人の場合は定款・登記事項証明書、個人の場合は履歴書 (2)前年度の法人税、又は所得税の納税証明 (3)事業経歴書 (4)預金残高証明書(融資証明書)			
4	土地利用計画図等	1/10,000以上1/2,000以上	(1)位置図 (2)土地利用計画図 (3)公図写			
5	その他	_	○農地法、宅地造成等規制法その他関係法 令による手続き状況を示す図書			

1 1 工事完了検査(法第36条、規則第29条、規則第30条)

(工事完了の検査)

- 法第三十六条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容 に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合し ていると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付し なければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。)内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為(同条第四項各号に掲げる行為を除く。)に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域(津波災害特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

(工事完了の届出)

規則第二十九条 法第三十六条第一項の規定による届出は、開発行為に関する工事を完了したときは別記様式第四の工事完了届出書を、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したときは別記様式第五の公共施設工事完了届出書を提出して行なうものとする。

(検査済証の様式)

規則第三十条 法第三十六条第二項に規定する検査済証の様式は、開発行為に関する工事を完了した ものに係る検査済証にあつては別記様式第六とし、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する 工事を完了したものに係る検査済証にあつては別記様式第七とする。

(工事完了届出書の添付図面)

- 県規制規則第十三条 省令第二十九条の工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書には、当該工事の完成図(公共施設工事完了届出書にあつては当該工事により設置された公共施設の用に供する土地の地積図(縮尺五百分の一以上)を含む。)を添付しなければならない。
- 2 前項の完成図は、省令第十六条第四項に定める設計図の作成方法に準じて作成したものでなければならない。

本条は、工事が完了した場合の検査等について規定したものです。

(1) 工事完了届

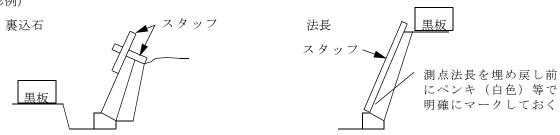
工事が完成した場合は、工事完了届出書(規則別記様式第4、278 頁)を提出して検査を受けなければなりません。工事完了検査では、許可の内容に適合しているかを検査します。

(2) 申請書及び添付書類

法第36条に係わる工事完了届様式一覧

順番				
	届出書	○規則別記様式第4 (278頁)		
-	位置図	○税則所記録式第4 (216頁) ○縮尺 1 / 2 , 5 0 0		
3	土地利用計画図	○工事の完成図		
4	確定測量図	○ 新尺1/1,000程度、開発区域並びに公共施設の用に供する土地		
5	地積図	○法務局が管理する公図の写しに、開発区域及び隣接地の地番、地目、地積、所有者名及 び方位等を記載したもの		
	写真	工程	撮影内容	
		工事着手前	区域全景	
		盛土	盛土材の敷均し、締固め状況及び まき出し厚(層厚30cm以下)の管理状況	
		擁壁及び主要工作物等の基礎の床掘り及び型 枠の組立が完了したとき	床掘り並びに型枠の寸法、形状及び位置	
		鉄筋コンクリート造りの擁壁その他の工作物 等の配筋が完了したとき	配筋の寸法及び位置	
6		擁壁の高さが計画高の2分の1工程に達した とき	壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁 壁の背面に透水層を設けた場合は透水層の厚 さ	
		排水施設	側溝、集水管及び暗渠等の掘削、床付け状況 並びに規格、寸法及び配筋等の出来形管理状 況等	
		排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠 等の配置を完了し、砂の埋め戻し直前となっ たとき	集水管、暗渠等の形状、位置、勾配及び接合 部等の管理状況	
		舗装工事	路床並びに舗装の施工状況及び路盤工の転圧 並びに厚さ等の管理状況	
		その他工事完了後、外部から確認できなくな る箇所が施工段階にあるとき	寸法、形状及び位置等	
		完了時	区域全景及び開発行為により施工した公共施 設の完成写真	

(撮影例)



(3) 検査済証の交付

検査の結果、許可の内容に適合している場合、検査済証を交付します。

12 完了検査後の許可権者の手続き(完了公告)(法第36条、規則第31条)

(工事完了の検査)

- 法第三十六条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容 に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合し ていると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付し なければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。)内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為(同条第四項各号に掲げる行為を除く。)に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域(津波災害特別警戒区域内のものに限る。)に地盤面の高さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

(工事完了公告)

- 規則第三十一条 法第三十六条第三項に規定する工事の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称、公共施設の種類、位置及び区域並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県知事の定める方法で行なうものとする。
- 2 前項の場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域内における津波防災地域づくりに関する 法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為に係るものであり、かつ、当該工事の完了後におい て当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域に地盤面の高さが基準水位以上である土地 の区域があるときは、前項に規定するもののほか、その区域に含まれる地域の名称を併せて明示す るものとする。

(工事完了公告の方法)

県規制規則第十四条 省令第三十一条の規定による工事の完了の公告の方法は、群馬県報に登載して 行なうものとする。

検査済証を交付した場合、工事完了した旨を群馬県報に登載しています。

なお、群馬県報は県のホームページから確認できます。

トップページ (http://www.pref.gunma.jp/) > 県政情報 > 例規・統計・様式 > 群馬県報

13 完了検査後の許可権者の手続き (開発登録簿の調整等) (法第46条、法第47条、規則第35 条、規則第36条、規則第37条、規則第38条)

(開発登録簿)

- 法第四十六条 都道府県知事は、開発登録簿(以下「登録簿」という。)を調製し、保管しなければ ならない。
- 法第四十七条 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。
 - 一 開発許可の年月日
 - 二 予定建築物等 (用途地域等の区域内の建築物及び第一種特定工作物を除く。)の用途
 - 三 公共施設の種類、位置及び区域
 - 四 前三号に掲げるもののほか、開発許可の内容
 - 五 第四十一条第一項の規定による制限の内容
 - 六 前各号に定めるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、第三十六条の規定による完了検査を行なつた場合において、当該工事が当該 開発許可の内容に適合すると認めたときは、登録簿にその旨を附記しなければならない。
- 3 第四十一条第二項ただし書若しくは第四十二条第一項ただし書の規定による許可があつたとき、 又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。
- 4 都道府県知事は、第八十一条第一項の規定による処分により第一項各号に掲げる事項について 変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。
- 5 都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があつたときは、 その写しを交付しなければならない。
- 6 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(開発登録等の記載事項)

規則第三十五条 法第四十七条第一項第六号の国土交通省令で定める事項は、法第四十五条の規定 により開発許可に基づく地位を承継した者の住所及び氏名とする。

(開発登録簿の調製)

規則第三十六条 開発登録簿(以下「登録簿」という。)は、調書及び図面をもつて組成する。

2 図面は、第十六条第四項により定めた土地利用計画図とする。

(登録簿の閉鎖)

規則第三十七条 都道府県知事は、法第三十八条の規定による開発行為の廃止の届出があつた場合 は、遅滞なく、登録簿を閉鎖しなければならない。

(登録簿の閲覧)

- 規則第三十八条 都道府県知事は、登録簿を公衆の閲覧に供するため、開発登録簿閲覧所(以下この条において「閲覧所」という。)を設けなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

(開発登録簿の写しの交付申請)

県規制規則第二十二条 法第四十七条第五項の規定により開発登録簿の写しの交付を受けようとする 者は開発登録簿の写し交付申請書(別記様式第二十二号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数は一通とする。

本条は開発登録簿について、登録すべき事項、調製及び保管の方法等について定めた規定です。

(1) 登録簿の調整、保管義務の目的

開発許可制度では、開発行為を始め、関連する建築行為、用途の変更を規制することとしていますが、一般の第三者が当該土地の取引その他で不測の損害を被ることのないように、一般の人に制限の内容を知らせるために備えることになっています。

また、同時に、建築基準法の確認等で開発許可制度が確保され、かつ特定行政庁が常時当該土地の状況を把握できることにもなります。

(2)登録の内容

- ア 開発許可年月日
- イ 予定建築物等の用途、敷地の規模
- ウ 公共施設の種類、位置及び区域
- エ 許可の条件等の内容
- オ 法第41条の制限の内容
- カ 地位の承継者
- キ 土地の表示
- ク 検査の状況、完了年月日
- ケ 完了公告年月日

(3) 閲覧

県建築課、土木事務所(前橋、高崎、中之条、沼田及び太田)では、開発許可の内容について一定事項を記載した開発登録簿を備え付け、一般の閲覧に供しています。

なお、閲覧方法等の詳細については、群馬県開発登録簿閲覧規則(359 頁参照)により確認してください。

(4) 閲覧登録簿の写しの交付

法第47条第5項に基づき、開発登録簿の写しの交付を県建築課、土木事務所(前橋、高崎、中之条、沼田 及び太田)に求めることができます。

当該申請は開発登録簿の写し交付申請書(285頁参照)を知事等に申請します。

なお、規則第60条に係わる交付申請とは異なり申請手数料が必要となります。